栃木県警察の施策を示す訓令等の公表基準の制定について

（平成17年8月30日）
（栃広第5号）

栃木県警察の施策を示す訓令等の公表の基準について別添のとおり定め、平成17年9月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

栃木県警察の施策を示す訓令等の公表基準

1　趣旨

警察行政の透明性を確保するとともに、県民に対する説明責任を果たすため、栃木県警察の施策を示す訓令及び例規通達（以下「訓令等」という。）について原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営しようとするものである。

2　公表する訓令等の基準

(1)　栃木県警察の施策を示す訓令等であって次のいずれかに該当するものについては、これを公表するものとする。

ア　県民生活に密接に関わる警察活動に関するもの

イ　その他公表の趣旨に照らし、必要と認められるもの

(2)　次に掲げる訓令等については、公表を行わないものとする。

ア　栃木県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等に関する事務をいう。）に関するもの

イ　専ら技術的、補足的事項を定めるもの

ウ　その他県民生活に影響を及ぼさないもの

3　公表の範囲

(1)　訓令等のうち、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表するものとする。

(2)　訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に非開示情報が含まれる場合及び非開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要ともに公表しない。

4　公表の時期

(1)　この基準の実施の日以後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表するものとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後、速やかに公表するものとする。

(2)　この基準の実施の日以前に発出された訓令等については、この基準の実施後順次公表するものとする。

5　公表の期間

公表の期間は、当該公表に係る訓令等が効力を有する期間とし、訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

6　公表の方法

(1)　訓令等の公表は、栃木県警察のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(2)　ホームページへの掲載等に当たっては、当該訓令等に係る業務を主管する所属長が訓令等公表検討表（別記様式）により、予め警察本部長の承認を受けて行うものとし、掲載等の手続きについては、栃木県警察ホームページ運用要領の制定について（平成15年3月25日付け栃広第3号例規通達）及び別に定める規程に基づき適正に行う。

(3)　警務部県民広報相談課長は、訓令等のホームページへの掲載等の申請を受けたときは、速やかに必要な措置をとるものとする。